

## ○津久見市水道事業給水条例施行規程

(昭和 34 年 4 月 16 日規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津久見市水道事業給水条例(昭和 34 年津久見市条例第 1 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(工事の申込み)

第 3 条 条例第 5 条の給水装置の新設、増設、改造、修繕(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 16 条の 2 第 3 項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「工事」という。)の申込みをしようとするものは、上水道給水装置申込書(第 1 号様式)により手数料を添えて申し込むものとする。ただし、修繕又は急を要するものは、口頭、電話で申し込んでも差し支えないが、書類の提出を必要とするものは、事後において提出させるものとする。

(工事の取消し)

第 4 条 条例第 5 条による給水装置の工事の申込みをした後、その取消しをしようとするときは、申込後 5 日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、給水装置工事申込みにより、工事費概算額を申込者に告知し、1 か月を過ぎてもその工事費概算額を納付しない者及び工事申込者の責任とされる理由により工事費概算額を納付後 50 日を過ぎても、その工事に着手することができないものについては、取り消したものとみなす。ただし、市長が、特別な理由があると認めたときはこの限りでない。

3 前項の概算納付金については、諸費用がある場合はこれを差し引き還付する。

第 5 条 削除

(工事施行後の処置)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項により、市長が、給水装置の工事施行の際その工事に必要な部分の建造物及び土地に対し、取壊し、又は掘削等に対する原形復旧については、市長はその責を負わない。

2 市において施行した給水装置の工事について、しゅん工後 3 か月以内に故障を生じたときは無償でこれを修繕する。ただし、その工事が使用者の故意によるもの又は不注意に起因するときはこの限りでない。

(利害関係人の同意)

第 7 条 市長は条例第 7 条第 3 項により、土地家屋の所有者でない者の給水装置の工事申込みについては、あらかじめ利害関係人の同意書を提出させるものとする。

(他人の給水装置を使用する給水装置の工事)

第8条 他人の給水装置(以下本条において「本管」という。)の一部を使用して自己の給水装置(以下本条において「分岐管」という。)を設置しようとする者は、利害関係者の承諾を得なければならない。

2 本管所有者が、給水装置の撤去又は使用を中止したときは、分岐管所有者も撤去中止したものとみなす。ただし、分岐管の所有者が本管取得の届出をしたときはこの限りでない。

(工事費の算定)

第9条 条例第8条による給水装置の工事費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 材料費は、購入価格に諸掛費として購入価格の100分の15以内を加えたものとする。

(2) 労力費の歩掛は、別表1のとおりとする。

(3) 道路復旧費は、別表2のとおりとする。

(4) 間接経費は、労力費の100分の10とする。

(工事費の予納)

第10条 条例第9条による給水装置工事費(修繕工事を除く。)の予納期限は、納付告知後5日とする。ただし、工事は予納金の払込みをまって着工するものとする。

(工事費の精算)

第11条 条例第9条第2項の精算金は、工事終了後精算額を告知して10日以内に納付するものとする。ただし、完納しない者については完納するまで開栓しないものとする。

(工事費の分納)

第12条 条例第10条給水工事(臨時給水装置の工事を除く。)費の分納の承認を受けようとするものは、条例第5条給水装置の申込みの際又は概算額払込みの際、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の分納の承認を受けた時は、5日以内に分納証書を提出すると同時に、第1回分納金として、概算額の3割以上を納付しなければならない。

3 分納による給水装置の工事については、第1回分納金の納付後工事に着手するものとし、残額は工事完了後の精算により2か月以内に分納しなければならない。

4 第2項の分納証書には市内に居住し、独立の生計を営む者2人を連帯保証人として立てなければならない。

5 給水装置の工事費の完納前に次の各号の一に該当するときは、未納額を一時に納付させることができる。

(1) 水道の使用を中止又は廃止したとき。

(2) 天災その他の事故により給水装置が滅失したとき。

(3) 分納金の納付を怠るとき。

6 前項第3号による分納金の納付を怠るときは、市長は、その給水装置を撤去することができる。

7 前項の撤去した給水装置又はその材料を処分し、これを給水装置の工事未納金に充当し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。

第13条 条例第14条の給水栓以外の給水用具とは、止水栓、制水弁、消火栓及び止水栓に代わるストップバルブ等の用具をいう。

(給水契約)

第14条 条例第16条による水道を使用しようとする者は、水道の使用の届出と同時に市長と給水契約を締結したものとみなす。

2 前項の契約は、中止又は廃止したとき解約したものとす。

(管理人の資格)

第15条 条例第18条による管理人は、給水装置の使用区分ごとに使用者のうちから選定する。

(メーターの保管責任)

第16条 条例第20条により使用者等が保管しているメーターは、常に清潔にし、その設置場所にはメーターの点検又は修繕に支障となる物件を置き又は工作物を設けてはならない。

2 水道の使用者等でメーターの位置に工作物等の設置をしようとするときは、市長にメーターの位置変更を願い出ることができる。

3 前項による位置変更の願い出があったとき、市長は、その位置を変更し、その費用は使用者又は所有者から徴収する。

4 メーターが盗難にあったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

5 メーターの亡失又はき損したときの損害の弁償額は、時価により市長がこれを定める。

第17条 削除

(料金の単位となる1か月の区分)

第18条 条例第27条による1か月とは、前月のメーター点検の翌日から当月の点検日までをいう。

(定例日)

第19条 条例第28条の定例日は、毎月25日から翌月の5日までの間に設ける。

(使用水量及び用途の認定)

第20条 条例第29条による使用水量の認定は、次のとおりとする。

(1) メーターの故障が前回のメーター点検後に生じたものと認められるときは、前回の使用水量に基づき算定した水量

(2) メーターの故障が、前回のメーター点検前に生じたものと認められたときは、前々回の使用水量に基づき算定した水量

(3) メーターの機能試験の結果、100分の4を超える公差があるときは、その器差分を差し引き算定した水量

- (4) 前3号により難いときは、新たにメーターを取り付けそれにより推定した水量
- (5) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するときは、料率の高いものにより算定した水量
- (6) 共用給水装置により水道を使用するときの使用水量は世帯均等による水量

2 前項第1号から第4号までの認定は、申出のあった日又は事故を発見した日の属する月の料金のみ適用する。

(臨時給水のときの料金の前納)

第21条 条例第30条による臨時給水の前納金は、市長が必要と認める額を徴収する。

(料金納入通知書の発送及納付期限)

第22条 条例第31条の納入通知書の発送及び納付の期限は、次の区分によるものとする。

(1) 納入通知書は、おそくとも納期限前10日までに水道使用者に交付する。

(2) 当月分の使用料金の納期限は使用した月の翌月の末日までとする。

(3) 修繕料は、納入通知書交付の日から5日以内に納付するものとする。

2 前項の納期限が休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

(中止又は廃止の無届けによる料金)

第23条 水道の使用者が水道の使用の中止又は廃止の届出をしなかったときは、使用しないときでも、基本料金はこれを徴収する。

(給水装置を共用する者の連帯責任)

第24条 同一の給水装置によって水道を使用する者の一人が給水停止処分を受けたため、他の者が同時に給水の停止をされることがあっても異議を申し立てることができない。

(料金等の減免)

第25条 条例第34条による料金等の減免等については、次の各号の一に該当するときに減免することができる。

(1) 修繕工事費が1件30円に満たないとき。

(2) 貧困その他の事情で生活保護の取扱いを受けているもの又はこれと同様な事情にある者で、市長が減免の必要があると認めた者

(3) 市長において、前2号以外で、特に料金、手数料等の減免の必要があると認めたとき。

(料金等の繰上徴収)

第26条 水道使用者が次の各号の一に該当する場合においては、既に納付義務が確定した水道料金及び修繕料で納期限に至っては、その徴収を完了できないと認められるものに限り、納期前であっても繰上徴収する。

(1) 国税、地方税、その他の公課について滞納処分を受けるとき。

- (2) 強制執行を受けるとき。
- (3) 破産の宣告を受けたとき。
- (4) 競売の開始があったとき。
- (5) 法人が解散したとき。

(督促)

第 27 条 条例第 44 条の滞納者に対する督促状は、納期限後 20 日以内に発送し、督促に指定すべき納付の期限は、その発送の日から 15 日以内とする。

(消火栓の維持管理)

第 28 条 消火栓の維持管理は、消防署においてなすものとし、その費用はすべて消防署の負担とする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第 29 条 条例第 46 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、津久見市小規模簡易専用水道の維持管理指導要綱に定めるところにより、当該貯水槽水道を適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、貯水槽水道を検査することができる。
- 3 市長は、前項の検査のため必要があるときは、設計書及び図面等を提出させることができる。

(届出の様式)

第 30 条 条例等に規定する届出等に必要な様式は、別紙のとおりとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和 34 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 津久見市水道使用規則(昭和 27 年規則第 2 号)は、廃止する。
- 3 この規程施行前に津久見市水道使用規則による届出等については、この規程によってなした届出等とみなす。

#### 附 則(昭和 35 年 6 月 18 日規程第 15 号)

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和 45 年 3 月 25 日水管規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則(昭和 48 年 12 月 26 日水管規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和 49 年 12 月 21 日水管規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 22 日水管規程第 10 号)  
この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 12 月 22 日水管規程第 2 号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月 28 日水管規程第 3 号)  
この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 4 月 1 日水管規程第 4 号)  
この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 26 日水管規程第 1 号)  
この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 24 日水管規程第 1 号)  
この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 20 日水管規程第 1 号)  
この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日水管規程第 2 号)  
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 13 日水道事業管理規程第 3 号)  
この規程は、公示の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 22 日水道事業管理規程第 2 号)  
この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 26 日水道事業管理規程第 1 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

別表 1(第 9 条関係)

労力費の歩掛表

| 種別          | 13     | 19      | 25     | 32     | 38     | 50     |
|-------------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 工種          |        |         |        |        |        |        |
| 掘削、埋戻工      | 0.14 人 | 0.17 人  | 0.17 人 | 0.18 人 | 0.18 人 | 0.32 人 |
| 配管工人夫       | 0.04 人 | 0.06 人  | 0.08 人 | 0.10 人 | 0.14 人 | 0.20 人 |
| 水栓類 1 か所当たり | 0.02 人 | 0.02 人  | 0.02 人 |        |        |        |
| 量水器 //      | 0.04 人 | 0.05 人  | 0.06 人 | 0.08 人 | 0.08 人 | 0.1 人  |
| 止水栓 //      | 0.04 人 | 0.05 人  | 0.06 人 | 0.08 人 | 0.08 人 | 0.1 人  |
| 接合 //       | 0.01 人 | 0.015 人 | 0.02 人 |        |        |        |

別表 2(第 9 条関係)

道路復旧費歩掛表

| 種別                    | 面積          |         |
|-----------------------|-------------|---------|
| セメント、コンクリート舗装厚さ計 20cm | 1 平方メートル当たり | 2,193 円 |
| 砂利道                   | //          | 200 円   |